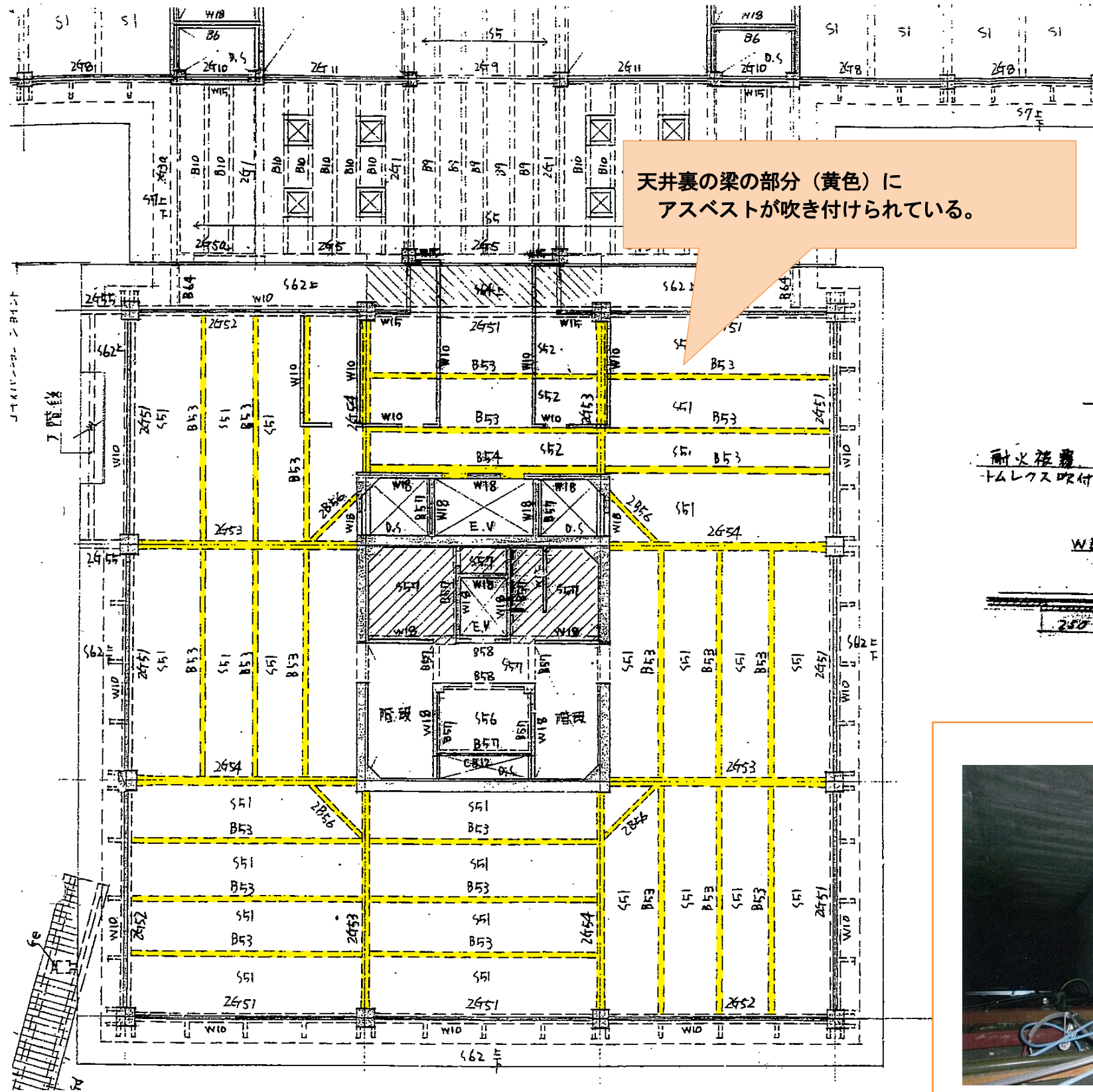


アスベスト施工状況

～本庁舎 高層部2階 床梁壁図～

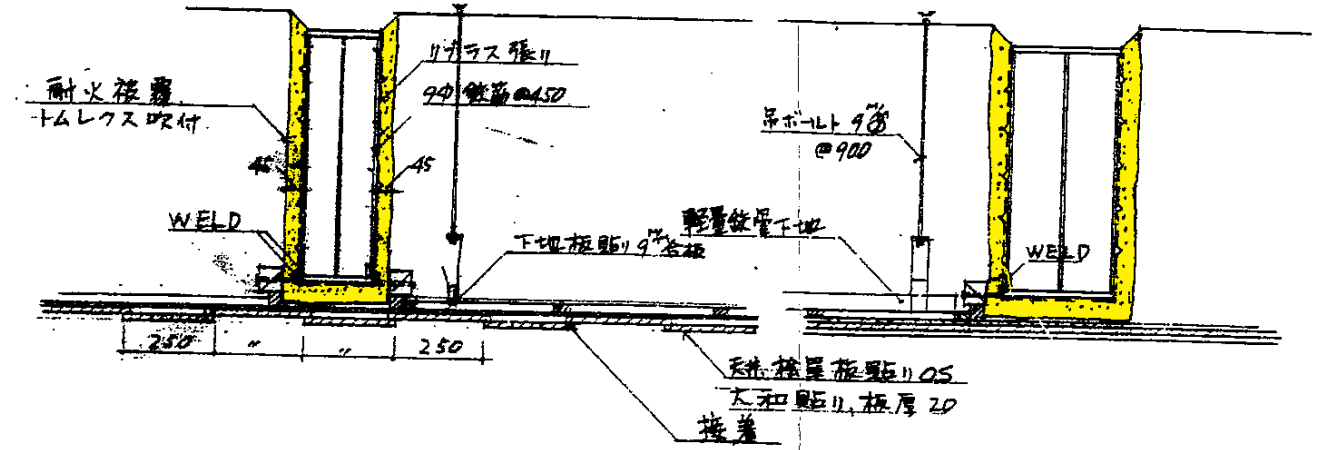


天井裏の梁の部分（黄色）にアスベストが吹き付けられている。

- 本庁舎高層部天井裏におけるアスベストは、
- ①施工方法 吹き付け後、コテで押さえ
 - ②建材の種類 石綿含有吹き付け材 「レベル1」(注)
 - ③石綿の種類 クリソタイル (白石綿)
アモサイト (茶石綿)
クロシドライド (青石綿)
 - ④発塵性 著しく高い

注 材料の種類におけるレベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分による。
レベル1：石綿を含有する吹き付け材
レベル2：石綿を含有する保温材等
レベル3：レベル1、レベル2以外の石綿含有建材等で、屋根材などに使用されている成形タイプをいう。

～天井部分断面図～



～アスベスト施工位置（赤矢印部分）～



ア ス ベ ス ト 対 策 に つ い て

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、

平成 23 年 12 月、本庁舎におけるアスベストの現況を調査し、下記の対応を行った。

本庁舎のアスベスト施工箇所：高層棟 1～8 階の天井梁部分及び低層棟 4 階議場天井梁

調 査 日：平成 23 年 12 月 3 日(土)、12 月 9 日(金)

調査場所：高層棟 4 階会議室天井内及び低層棟 4 階議場天井内

調査方法：点検口から天井内を目視調査

～調査・施工業者に確認した結果～

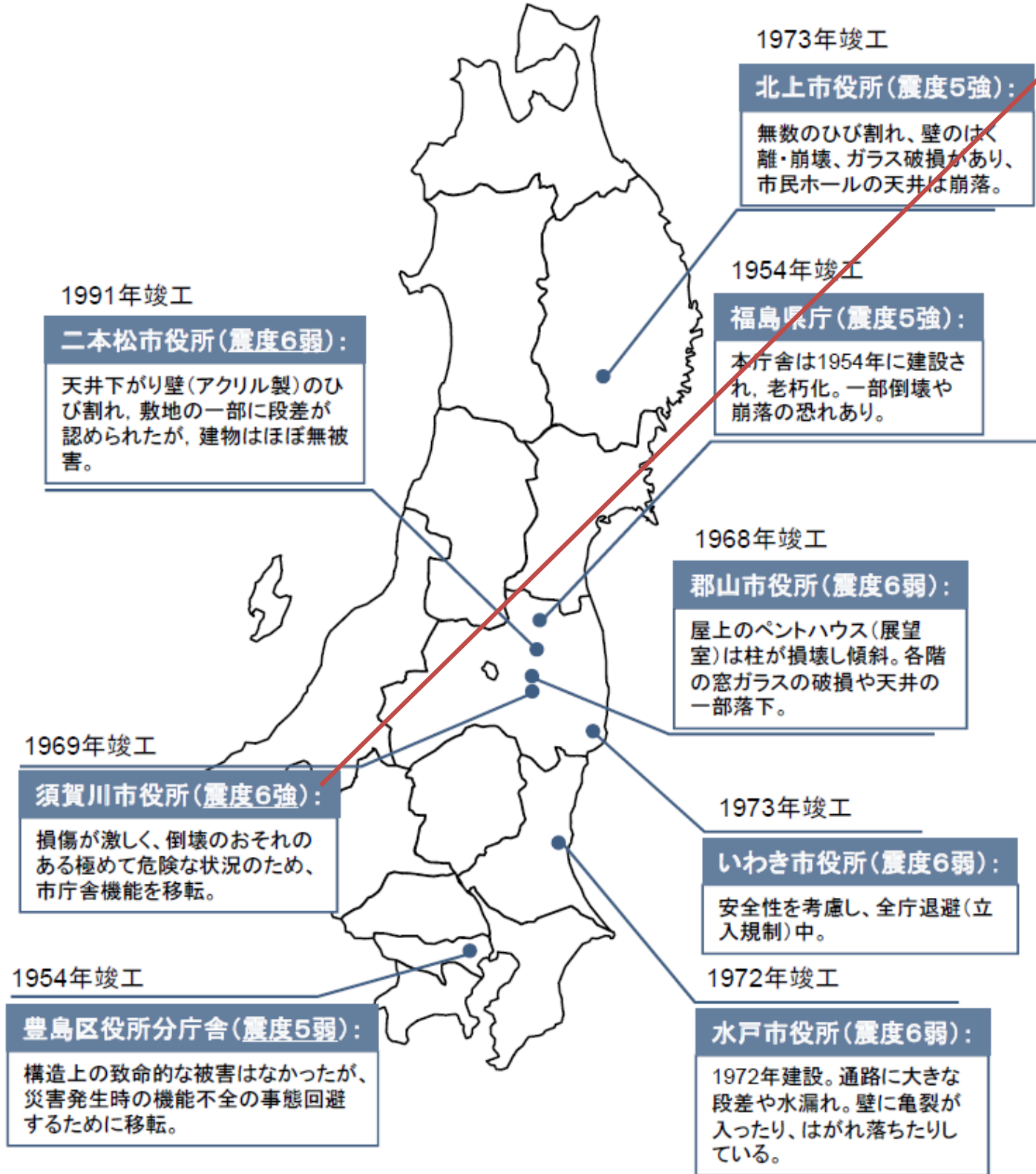
- ・当該調査では、あくまで目視による調査・検討であり、**引張強度試験までは実施していない。**
- ・また、過去に経験した揺れ（阪神淡路大震災のときは岐阜市で震度 4）では、問題は生じていないが、それ以上の揺れが生じた時についても大丈夫であると確約するものではない。

対象	現 況	検討結果	実施内容
高層部 4 階 会議室 天井内	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨梁部に吹付アスベストを確認する。 ・吹付アスベストのコテ押さえの仕上げ状況は、原型が概ね確保されており、形状変化は見られない。 ・コンクリートスラブから天井下地までの吊りボルトの吊高さは約 800mm 程度で、天井下地の振れ止めは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在囲い込みが形成されており、現状のままで良いと思われる。 ・吊りボルトの吊高さも 800mm と短く、天井下地の耐震振れ止め補強は必要なく、天井ボードも現状のままで良いと思われる。 	<p>現状維持</p>
低層部 4 階 議場 天井内	<ul style="list-style-type: none"> ・中央鉄骨梁部に吹付アスベストを確認する。 ・吹付アスベスト状況は、コテ押さえでなく、吹き付けのままの仕上げのため、表面が柔らかく削れやすいため、点検通路廻りで人為的と思われる損傷による垂れ下がり剥落、剥離が一部みられる。 ・また、経時変化によると思われる表層下部の繊維の垂れ下がり剥離も一部みられる。 ・コンクリートスラブから天井下地までの吊りボルトの吊高さは 1,900～3,700mm 程度有り、中間の振れ止めは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付アスベストが表層の損傷・劣化が進行しているようにみられるため、封じ込め処理又は除去工事を行うことが望ましいが、条件的には封じ込め工法が良いと思われる。 ・水平振れ止め補強等を行うことが望ましい。 	<p>平成 25 年 2 月に、議場天井補強工事を実施</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付アスベストの表面に樹脂を吹き付けて表面を固化する（封じ込め処理） ・吊ボルトの吊り代が 1,500mm 以上の箇所に水平振れ止め補強や耐震ブレスによる補強を実施

東日本大震災による被害状況

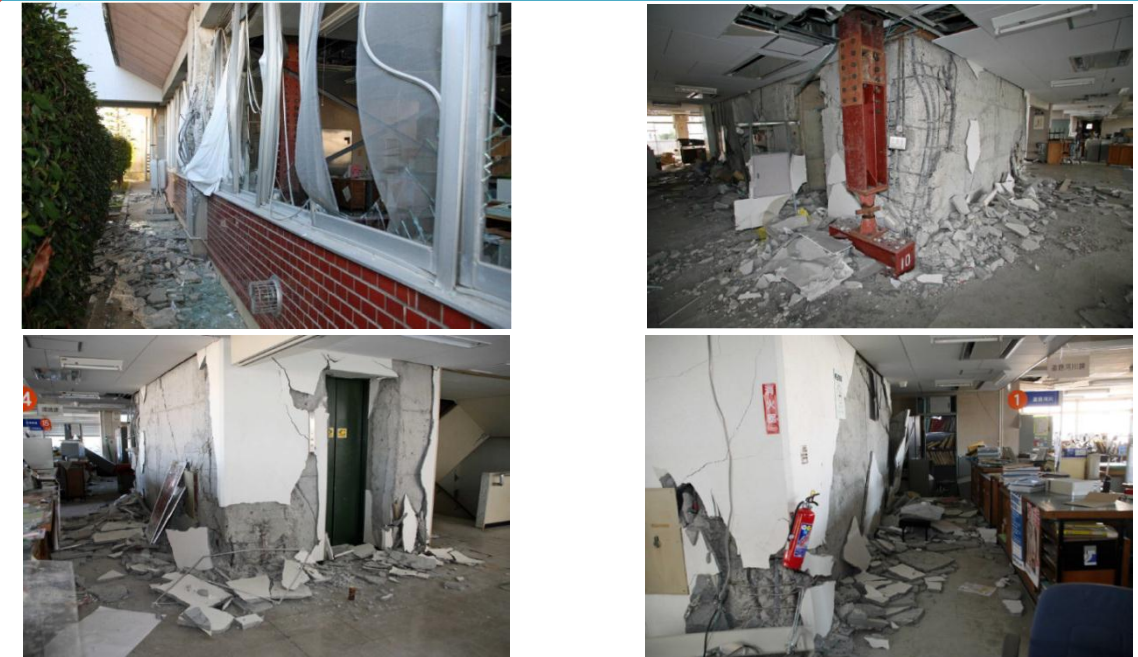
東日本大震災による庁舎の被害状況

震度5強以上を観測した主な自治体の庁舎の被災状況



出典：葛飾区作成「東日本大震災による庁舎の被害状況」(平成23年4月25日)の写しより引用

須賀川市における市庁舎の被害状況



出典：須賀川市作成「須賀川市における東日本大震災の被害状況」より引用

大規模空間を有する建築物の天井脱落被害



音楽ホール

体育館

体育館

旅客施設

出典：国土交通省作成「天井脱落対策の検討状況及び耐震改修促進法の改正」より引用

岐阜市本庁舎におけるアスベスト関連新聞記事

～平成17年(2005年)8月11日～
中日新聞

岐阜市アスベスト対策

1センチ最大0.7本の繊維

市役所本庁舎 環境基準は下回る

天井点検口 207カ所の交換始まる

岐阜市は10日、天井と床の間の鉄骨の梁(はり)にアスベストが使われている市役所本庁舎の十カ所で環境測定調査を行った結果、空気1センチあたり最大0.7本の繊維が検出されたと発表した。大気汚染防止法に基づく環境基準(1センチ中10本)は下回っており、「健康に影響を及ぼすものではない」(市担当者)というが、市では庁舎の天井点検口の交換を開始した。

大気測定は先月二十一日に市役所本庁舎の高層部、低層部計十カ所で実施。一センチあたり0.4から0.7本のアスベスト繊維を検出した。市では、

市役所本庁舎の構造がコンクリートの床と二重構造の天井のため飛散の恐れはないとしていたが、漏れの防止を徹底するため、天井にある点検口二百七カ所

の交換を始めた。九月末までに完了させる計画。本庁舎同様使用履歴のある市民会館と市立岐阜商業高校については、来週中に大気測定の結果

がまとまる見通し。このほか、小中学校や公民館など市の公共施設五百一施設千八十七棟は、今月末までに使用履歴の有無を調べ、飛散の恐れがある場合は早急に対応する。民間の建物についても使用状況を調べている。

アスベストに関する相談は、これまでに市民健康部などへ約七十件。健康相談については「アスベストを使っていたので心配」「検診はどこで受けられるか」などの問い合わせがあるという。

(神谷 浩一郎)

岐阜新聞

アスベスト用 岐阜市役所本庁舎も 市、公共施設107棟調査へ

岐阜市は10日、アスベスト千八十七棟を対象に調査スト(石綿)問題についてを進めており、市役所本庁舎など三施設で使用が確認された。一九八八(昭和六十三年)以前に建設された市公共施設の五百一施設

市役所本庁舎、市民会館、美江寺町、市岐阜商業高校、南鏡島三カ所で使用が確認された。今後は公共施設の調査対象をさらに拡大することも検討している。

また、健康相談窓口を市保健所に設けており、これまで二十六件の相談があった。

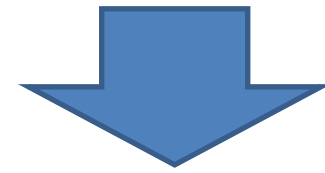
七棟が該当。このうち市役所本庁舎、市民会館、美江寺町、市岐阜商業高校、南鏡島三カ所で使用が確認された。今後は公共施設の調査対象をさらに拡大すること

市役所本庁舎では、空気1センチあたりアスベスト繊維が0.4から0.7本が検出された。大気汚染防止法

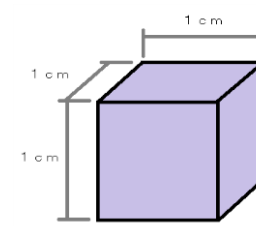
市役所本庁舎の天井点検口の交換を開始した。

環境基準とは

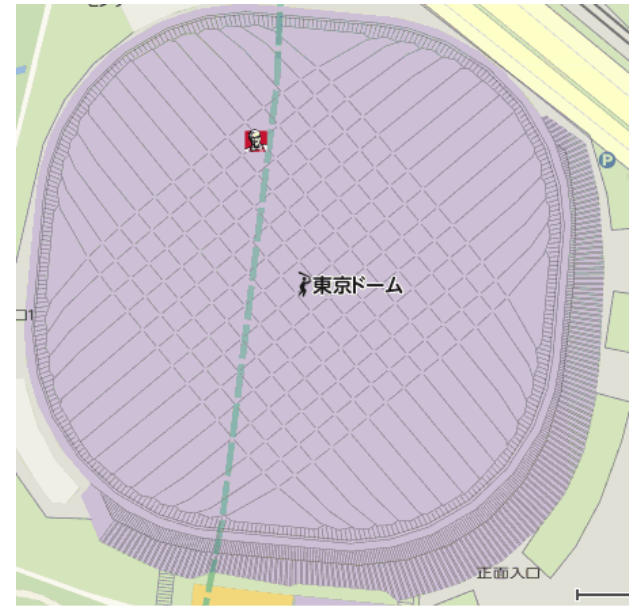
◎環境基準
大気汚染防止法による環境基準は、「1リットルにつき10本」とされている。



◎例えば…
1立方センチメートルのアスベストの塊が均等に拡散したと仮定した場合、
東京ドーム1杯分以上の空間に拡散しなければ、
環境基準以下とならない。



1 cm³の塊の中には、
およそ 127 億本以上の
アスベストが含有しているとされています。



1 cm³

約124万m³